

回覧お願いします。

令和4年2月15日
太地町住民福祉課

住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内
(受給には手続きが必要となります。)

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。 **【申請期限は令和4年9月30日(金)】**

1. 対象となる世帯は？

- ①**非課税世帯**・・・令和3年12月10日時点で太地町に住民登録があつて世帯全員の令和3年度※「住民税均等割が非課税」の世帯 ※令和2年1月1日から令和2年12月31日の間に得た収入が対象
- ②**家計急変世帯**・・・申請日時点で太地町に住民登録があつて新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し『住民税非課税相当』の収入となった世帯

2. だれがもらえるの？(支給対象者)

『上記世帯の**世帯主**に支給されます。』

3. いくらもらえるの？(給付額)

『1世帯あたり**10万円**です。』

4. どんなかたちでもらえるの？(申請及び支給方法)

- ①**非課税世帯の該当世帯にはあらかじめ、太地町から確認書(申請書)を送付していますので、必要事項をご記入のうえ同封の返信用封筒にてご返送ください。**また、世帯の中に令和3年1月2日以降に太地町に転入してこられた方がいる場合は、令和3年度の住民税課税地が太地町ではないため、申請をお願いします。
- ②**家計急変世帯に該当となる世帯の方は、あらたに申請書及び収入額が確認できる書類を提出していただくこととなりますので役場住民福祉課 臨時給付金係 Tel0735-59-2335(内線 39・40)までお問い合わせください。** お問い合わせの後、申請書等を送付させていただきます。

※該当世帯と認定された世帯には、**確認書(申請書)にて提出いただきました指定口座に振り込みさせていただきます。**

5. いつもらえるの？(支給時期)

『3月15日必着で申請いただいた方には、3月中に入金予定です。それ以降に申請いただいた場合は4月以降、順次支給予定です。』